企画競争実施に関する公告

令和5年8月29日 独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 牧元 幸司

次のとおり企画競争を実施しますので、公告します。

1 業務概要

(1) 業務名

独立行政法人農林漁業信用基金会計監査業務

(2) 実施目的

独立行政法人農林漁業信用基金(以下当信用基金とする。)は、独立行政法 人通則法第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることとされている。 会計監査人は主務大臣(農林水産大臣及び財務大臣。)が選任することとなっ ており、今回の募集はその候補者を選定するためのものである。

(3)業務内容

当信用基金の財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書についての監査(令和5年度~令和9年度分)。

(4) 契約期間

主務大臣による選任後、契約を締結した日から、独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表について主務大臣の承認時まで。

今回の候補者選定は複数年度となるが、毎年度、主務大臣の選任を受けることから、単年度契約になる。

ただし、選定された者が行政処分を受けるなど、会計監査人の候補者とする ことが適当でないと認められる場合には、選定の見直しの対象となる。

2 企画競争参加資格要件

- (1)独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者。
- (2)独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3)公告日において令和04·05·06年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、営業品目として「その他」を保持し、競争参加資格を有する者(以下「全省庁統一資格者」という。)とする。

(当該競争参加資格を有しない参加希望者は、3の担当部署へ問合わせのこと。)

3 手続等

(1) 担当部署

〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部経理課

電話 03-3434-7818 Eメール: keiri@jaffic.go.jp

FAX 03 - 3434 - 7836

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和5年8月29日(火)~令和5年9月1日(金)16時00分

土日祝日を除く平日10時から16時まで(12時から13時を除く。)。

(1) の場所で交付する。なお、当信用基金ホームページの契約関連情報(https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html) にて企画競争実施に関する公告、企画提案説明書等各種書類を公表している。

(3) 参加資格確認申請書の提出期限

令和5年9月4日(月)16時00分

持参、郵送(信書便を含む。)又は、電送(ファックス、電子メール等)により提出すること。郵送及び電送による場合は上記期限までに到着していること。

(4) 質問の受付期限、方法等

令和5年8月30日(水)16時00分 提出場所は上記(1)に同じ。 電子メールに限る。なお、評価基準に関する質問は受け付けない。

回答は全て令和5年8月31日(木) 16時までに原則として、電子メールにて行う。

(5) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和5年9月4日(月)16時00分

土日祝日を除く平日10時から16時まで(12時から13時を除く。)。 提出場所は上記(1)に同じ。

合計10部(正本1部及び副本9部)を持参すること。

また、併せてPDF化した企画提案書を電子メールにより提出すること。

提出期限までに(1)に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

(6) 企画案に関する説明会実施の有無 実施しない。

(7) 企画案に関するヒアリング実施の有無 実施しない。

(8) 選考の方法

提出された企画提案書について、審査委員会において、会計監査人候補者選定基準に基づき審査を行います。審査委員会は、令和5年9月7日(木)14時より行う。

なお、応募者には、審査委員会において、提出された企画書の説明 (20分程度) をしていただく予定である。

当該審査終了後、応募者に審査結果を連絡を行う。

主務大臣より会計監査人の選任通知が到着後、候補者名簿の作成経緯及び選定基準を公表する。

(9) 再公告の有無

本企画競争が1者入札等により不調・不落となった場合、競争参加資格確認申請書の申請者が極めて少ない状況に鑑み、その後の公告は行わない。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4)提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。特定されなかった企画提案書は返却しないので、返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (5) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (6) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。
- (7)特定した提案内容については、「独立行政法人等の情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号)」に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」 を予定している書類とする。
- (8) 企画競争の結果は、選定委員会開催後14日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページで次の事項を公表する。
 - ①業務名、②特定相手先(特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名)、③特定した日、④提案者毎の評価得点の合計点
- (9) 企画提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当基金会計規程等に基づく契約手続の完了までは、当基金との契約関係を生じるものではない。
- (10) その他の詳細は「企画提案説明書」による。
- 5 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの 基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の 関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人 との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている ところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、 顧問等として再就職していること
- イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占

めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の 人数、職名及び当信用基金における最終職名
- イ 当信用基金との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の 区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上 エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
 - ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)
 - イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取 引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)